

第6章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

1 介護保険事業費の見込み

〔1〕介護保険事業費の見込み

サービス見込量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。

■表6-1 介護給付費

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	3,702,471	3,887,139	4,019,276	4,070,303
②訪問入浴介護	99,763	105,032	108,875	107,442
③訪問看護	952,384	997,059	1,029,336	1,050,806
④訪問リハビリテーション	233,154	243,976	252,711	257,930
⑤居宅療養管理指導	472,050	495,128	511,861	519,924
⑥通所介護	4,275,180	4,473,385	4,624,464	4,737,186
⑦通所リハビリテーション	917,681	961,044	993,108	1,018,621
⑧短期入所生活介護	1,116,769	1,174,267	1,215,449	1,225,991
⑨短期入所療養介護	234,236	246,188	254,473	259,583
⑩福祉用具貸与	955,259	1,000,951	1,034,549	1,054,201
⑪特定福祉用具購入	38,777	40,951	42,374	43,686
⑫住宅改修	94,783	99,614	101,525	106,264
⑬特定施設入居者生活介護	1,805,303	1,870,081	1,929,889	2,020,505
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	838,603	881,521	912,775	926,682
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	1,050,951	1,097,289	1,134,895	1,165,735
④認知症対応型通所介護	344,663	363,533	374,807	378,944
⑤小規模多機能型居宅介護	528,813	552,392	572,493	585,853
⑥認知症対応型共同生活介護	1,848,045	1,911,188	1,970,129	2,066,475
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	168,385	175,057	180,104	186,683
(3) 居宅介護支援	1,685,647	1,761,172	1,820,056	1,871,687
(4) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	4,402,657	4,405,100	4,405,100	5,034,938
②介護老人保健施設	3,204,805	3,206,584	3,319,469	3,549,250
③介護医療院	760,734	761,156	914,860	1,171,217
④介護療養型医療施設	0	0	0	
介護給付費計(小計)	29,731,113	30,709,807	31,722,578	33,409,906

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用



■表6-2 予防給付費

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)
(1) 居宅サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	140,649	145,739	150,042	156,951
③介護予防訪問リハビリテーション	50,377	52,394	53,724	56,370
④介護予防居宅療養管理指導	30,350	31,540	32,481	33,900
⑤介護予防通所リハビリテーション	157,039	162,629	167,639	175,141
⑥介護予防短期入所生活介護	9,951	10,871	10,871	11,378
⑦介護予防短期入所療養介護	1,971	1,972	1,972	1,972
⑧介護予防福祉用具貸与	115,013	119,163	122,854	128,346
⑨特定介護予防福祉用具購入費	14,856	15,439	16,023	16,606
⑩介護予防住宅改修	87,127	89,278	92,527	95,730
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	111,490	115,856	118,817	124,267
(2) 地域密着型サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	32,618	32,636	34,194	35,753
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	131,730	136,534	140,709	146,998
予防給付費計 (小計)	883,171	914,051	941,853	983,412
総給付費 (合計) = 介護給付費計 + 予防給付費計	30,614,284	31,623,858	32,664,431	34,393,318

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用



〔2〕地域支援事業費の見込み

第8期計画期間の地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は約59億円となります。

■表6-3 地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)
地域支援事業費	1,931,157	1,974,541	2,012,191	2,057,847
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,382,368	1,424,798	1,460,777	1,507,056
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	400,267	400,963	402,182	403,127
包括的支援事業（社会保障充実分）	148,522	148,780	149,232	147,664

※千円単位で四捨五入しているため、各項目別の合計と、地域支援事業費は一致しない場合がある。

〔3〕介護保険事業に係る費用の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

2025年度（令和7年度）までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

■表6-4 2025年（令和7年度）までの事業費の見込み

(単位：千円)

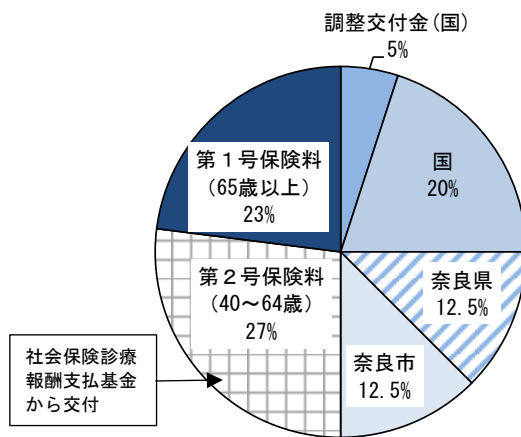
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)
給付費関係				
介護給付費 ①	29,731,113	30,709,807	31,722,578	33,409,906
予防給付費 ②	883,171	914,051	941,853	983,412
総給付費 ③ = ① + ②	30,614,284	31,623,858	32,664,431	34,393,318
特定入居者介護サービス等給付額 ④	672,700	627,920	647,605	677,636
高額介護サービス等給付費 ⑤	760,137	774,387	798,662	835,701
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	96,870	100,380	103,515	108,326
審査支払手数料 ⑦	40,100	41,552	42,851	44,841
標準給付費 ⑧ = ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦	32,184,091	33,168,097	34,257,064	36,059,822
地域支援事業費 ⑨	1,931,157	1,974,541	2,012,191	2,057,847
標準給付費と地域支援事業費の合計 ⑧ + ⑨	34,115,248	35,142,638	36,269,255	38,117,669

〔4〕 保険給付などの財源構成

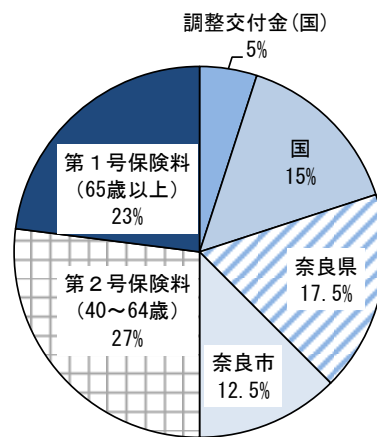
介護給付などにかかる事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第8期計画（2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度））では23%となります。

国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。

■ 図6-1 居宅給付費の財源構成



■ 図6-2 施設等給付費の財源構成



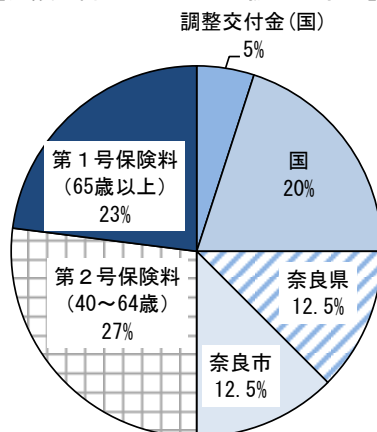
〔5〕 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

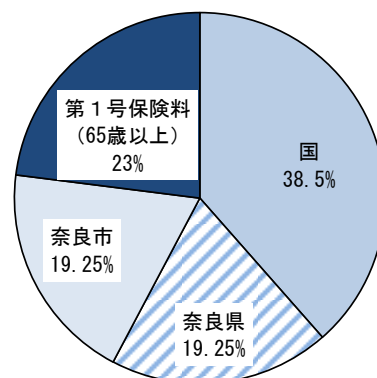
包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

■ 図6-3 地域支援事業費の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



2 第1号被保険者の介護保険料基準月額の設定

〔1〕保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & (\text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{⑤財政調整交付金相当額} - \text{⑦財政調整交付金見込額} \\ & - \text{⑩介護給付費準備基金取崩額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 23,796,571 \text{千円} = & (105,527,141 \text{千円} \times 0.23 \\ & + 5,193,860 \text{千円} - 4,418,531 \text{千円} - 1,250,000 \text{千円}) \end{aligned}$$

■表6-5 保険料収納必要額の算定

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合 計
①標準給付費見込額	32,184,091	33,168,097	34,257,064	99,609,252
②地域支援事業費見込額	1,931,157	1,974,541	2,012,191	5,917,889
③上記①と②の合計	34,115,248	35,142,638	36,269,255	105,527,141
④第1号被保険者負担分相当額※ ¹	7,846,507	8,082,807	8,341,928	24,271,242
⑤財政調整交付金相当額※ ²	1,678,323	1,729,645	1,785,892	5,193,860
⑥財政調整交付金見込交付割合	4.06%	4.28%	4.41%	
⑦財政調整交付金見込額※ ³	1,362,798	1,480,576	1,575,157	4,418,531
⑧財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
⑨財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑩介護給付費準備基金取崩額				1,250,000
⑪保険料収納必要額				23,796,571

※1：③（①と②）の合計×0.23

※2：⑤財政調整交付金相当額

=（①標準給付費見込額+②地域支援事業費（内介護予防・日常生活支援総合事業費に係る分））×0.05

※3：⑤財政調整交付金相当額×⑥財政調整交付金見込交付割合÷0.05

■表6-6 保険料収納必要額について

	説 明
⑤財政調整交付金相当額	財政調整交付金とは、後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るもの。
⑥財政調整交付金見込交付割合	下記の（１）に示す方法により算出する。
⑦財政調整交付金見込額	奈良市の第８期計画期間中の財政調整交付金見込交付割合は５％を下回っており、⑤財政調整交付金相当額より少ない。
⑧財政安定化基金拠出金見込額	国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で市町村に交付、貸与することにより、保険財政の安定化を図るもの。第８期計画期間中は、基金として確保すべき額が満たされているため拠出はない。
⑩介護給付費準備基金取崩額	介護給付費準備基金とは、介護保険制度が３年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余分（第１号被保険者保険料）を適切に管理するために設けられているもの。第１号被保険者に還元し、保険料の上昇を抑制するため、奈良市では第８期計画期間中に１２．５億円を取り崩す。

【参考】

（１）財政調整交付金見込交付割合の算出方法

① 後期高齢者加入割合補正係数の算出

後期高齢者加入割合補正係数とは、後期高齢者加入割合について全国の平均値と比較した係数で、１以上は全国平均よりも後期高齢者加入割合が低いことを示しています。

算出の方法は、現行の２区分（６５～７４歳、７５歳以上）の算定式と、３区分（６５～７４歳、７５～８４歳、８５歳以上）に細分化した算定式の２つの算定式により算出した係数の合計を２で除して得た数値です。

■表6-7 後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

	2021年度 (令和３年度)	2022年度 (令和４年度)	2023年度 (令和５年度)	
前期高齢者加入割合	0.4786	0.4625	0.4444	…A
85歳未満後期高齢者加入割合	0.3478	0.3589	0.3726	…B1
85歳以上後期高齢者加入割合	0.1735	0.1786	0.1830	…B2
前期高齢者の要介護者等発生率	0.0428	0.0430	0.0430	…C
85歳未満後期高齢者の要介護等発生率	0.1883	0.1878	0.1868	…D1
85歳以上後期高齢者の要介護等発生率	0.5897	0.5904	0.5921	…D2

■表6-8 奈良市における前期・後期高齢者加入割合

	2021年度 (令和３年度)	2022年度 (令和４年度)	2023年度 (令和５年度)	
前期高齢者加入割合	48.1%	45.7%	43.2%	…E
後期高齢者加入割合	51.9%	54.3%	56.8%	…F
85歳未満後期高齢者加入割合	35.1%	36.8%	38.8%	…F1
85歳以上後期高齢者加入割合	16.9%	17.6%	18.0%	…F2



【補正係数算出式】

$$\frac{A \times C + B \times D}{E \times C + F \times D} + \frac{A \times C + B1 \times D1 + B2 \times D2}{E \times C + F1 \times D1 + F2 \times D2} \div 2$$

■表6-9 後期高齢者加入割合補正係数の算出結果

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
後期高齢者加入割合補正係数	1.0131	1.0038	0.9984

② 所得段階別加入割合補正係数の算出

所得段階別加入割合補正係数とは、第1号被保険者の所得段階別加入割合について、全国の平均値を比較した係数で、1以上は全国平均よりも所得水準が高いことを示しています。

■表6-10 所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

第1段階	17.71%	…G
第2段階	8.58%	…H
第3段階	7.85%	…I
第4段階	12.18%	…J
第5段階	13.67%	
第6段階	14.23%	…K
第7段階	13.66%	…L
第8段階	5.99%	…M
第9段階	6.13%	…N
合 計	100.0%	

■表6-11 奈良市における所得段階別加入割合

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
第1段階	17.8%	17.8%	17.8%	…O
第2段階	7.1%	7.1%	7.1%	…P
第3段階	6.6%	6.6%	6.6%	…Q
第4段階	13.9%	13.9%	13.9%	…R
第5段階	11.3%	11.3%	11.3%	
第6段階	12.2%	12.2%	12.2%	…S
第7段階	15.8%	15.8%	15.8%	…T
第8段階	7.3%	7.3%	7.3%	…U
第9段階	8.1%	8.1%	8.1%	…V

【補正係数算出式】

$$1 - \{0.5 \times (O-G) + 0.25 \times (P-H) + 0.25 \times (Q-I) + 0.1 \times (R-J) - 0.2 \times (S-K) - 0.3 \times (T-L) - 0.5 \times (U-M) - 0.7 \times (V-N)\}$$

■表6-12 所得段階別加入割合補正係数の算出結果

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
所得段階別加入割合補正係数	1.0274	1.0274	1.0274

③ 財政調整交付金見込交付割合の算出

【補正係数算出式】

(第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合)－

第1号被保険者負担割合×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数

■表6-13 財政調整交付金見込交付割合

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
財政調整交付金見込交付割合	4.06%	4.28%	4.41%

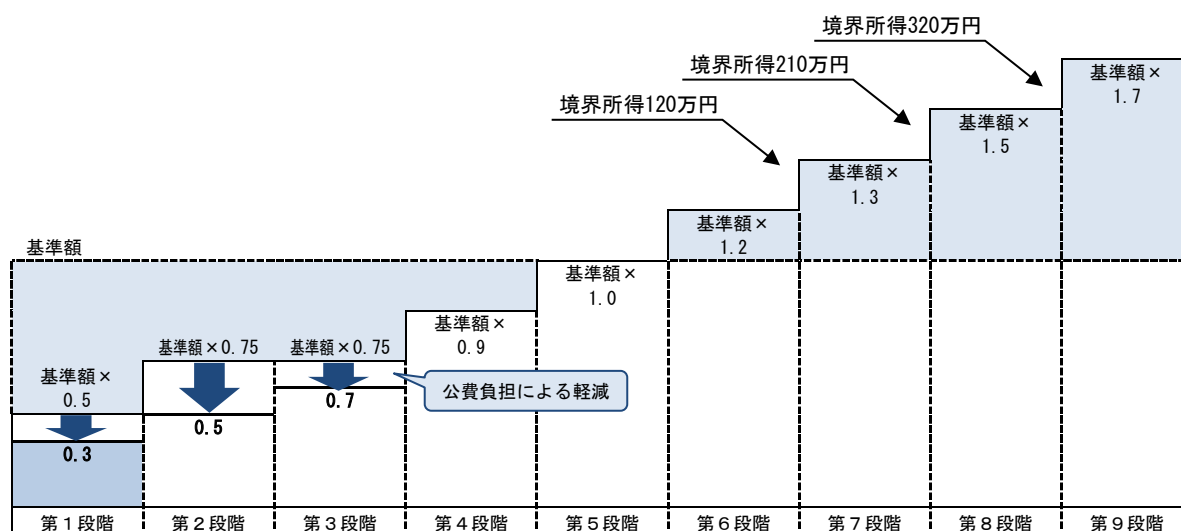
〔2〕第8期における介護保険料の設定

国の標準段階区分設定

第8期においては、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡充するなどの措置がとられます。

国の標準段階区分は9段階に設定されています。

■図6-4 国の標準段階区分（消費税増税時より）





奈良市における介護保険料の設定（13段階設定による弾力化）

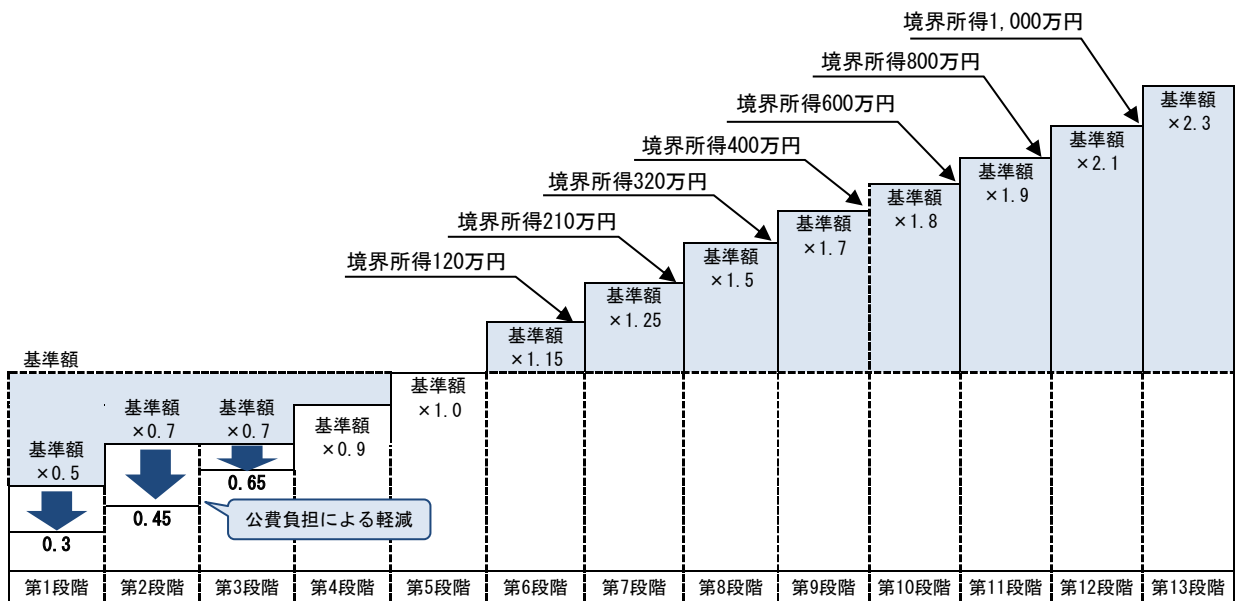
奈良市では、低所得者の負担軽減等を図り、被保険者全体の負担を均衡に保つため、これまで多段階設定を行ってきました。

この考え方を引き継ぎ、第8期においてもできるだけ被保険者全体の介護保険料の負担が上昇しないことを基本として、所得に応じた負担のバランスにきめ細かく配慮し、介護保険料の上昇を抑えるよう努めました。

- 第2段階、第3段階については、国の標準段階設定の乗率 0.75 ではなく、奈良市の第6期の乗率 0.7 に据え置き、負担の上昇を抑えました。
- 第6段階、第7段階については、国の標準段階設定の乗率 1.2、1.3 ではなく、奈良市の第6期の乗率 1.15、1.25 に据え置き、負担の上昇を抑えました。
- 一方、第10段階以上の高所得者層については、引き続き 600 万円、1,000 万円の境界所得を設定するなど、所得に応じた乗率を設定することにより、被保険者全体の介護保険料の上昇を抑えました。

このような 13 段階設定により、次のとおり介護保険料基準月額を設定します。

■図6-5 奈良市の所得段階区分の設定（第8期）



$$\text{保険料基準月額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (97.44\%)} \\ \div \text{所得段階別補正後被保険者数 (※)} \div 12 \text{か月}$$

※ 3 か年の所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で341,107人となります。

■表6-14 介護保険料基準額（月額）の内訳

	第8期介護保険料基準額		2025年度 (令和7年度)
	金額	構成比	金額
総給付費	5,667円	90.2%	6,061円
在宅サービス	3,454円	55.0%	3,600円
居住系サービス	698円	11.1%	742円
施設サービス	1,515円	24.1%	1,719円
その他給付費	271円	4.3%	288円
地域支援事業費	341円	5.4%	357円
保険料収納必要額（月額）	6,279円	100.0%	6,706円
準備基金取崩額	313円	5.0%	0円
基準保険料額（月額）	5,966円	95.0%	6,706円

■表6-15 介護保険料額（第8期）

区分		基準額に 対する割合	軽減後の 割合	第8期 介護保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	0.30	21,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	0.45	32,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.70	0.65	46,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	0.90		64,400円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方 （同一世帯に課税されている方がいる）	1.00		71,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15		82,300円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円未満の方	1.25		89,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円未満の方	1.50		107,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円未満の方	1.70		121,700円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円未満の方	1.80		128,900円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の方	1.90		136,000円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.10		150,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30		164,700円

（注1）「老齢福祉年金」とは、国民年金制度が創設された時点で、すでに高齢になられていた方などに支給されている年金で、老齢基礎年金等とは異なります。

（注2）「公的年金等の収入金額」とは、老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

（注3）「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中（1月～12月）の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出され、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。また、株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額、土地や建物などの譲渡所得については特別控除後の金額となります。なお、提出された確定申告書などの申告書に株式等の譲渡所得に係る記載がある場合には、株式等の譲渡所得は合計所得金額に含みます。

（注4）「市町村民税課税」とは、市町村民税の均等割のみの課税を含みます。

（注5）第1段階から第3段階については、公費により負担割合を引き下げています。

〔3〕介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、国が提示している介護保険料を減免する場合の三原則（1. 全額免除しない。2. 一律ではなく個別申請に基づき収入資産などの状況を総合的に把握して個別判定を行う。3. 一般財源から繰入しない。）を遵守した上で、生活保護世帯を除く第1段階から第3段階の人で、介護保険料の納付がきわめて困難な人を対象に、対象者の収入や預貯金などの状況により減免の割合を設定し、介護保険料の減免制度を引き続き実施することとします。

〔4〕第2号被保険者の介護保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の制度により異なりますが、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収されています。

〔5〕奈良市介護保険料額の推移

【第1期】2000年度（平成12年度）～2002年度（平成14年度） 年間保険料額 基準月額 2,891円

保険料所得 段階区分	対 象 者	年間保険料額（特別軽減措置後）		
		2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	4,300円	13,000円	17,300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	6,500円	19,500円	26,000円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	8,700円	26,000円	34,700円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円未満）	10,800円	32,500円	43,400円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円以上）	13,000円	39,000円	52,000円

【第2期】2003年度（平成15年度）～2005年度（平成17年度） 年間保険料額 基準月額 3,116円

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,700円	12,000円	16,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	28,000円	18,000円	25,200円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	37,400円	24,000円	33,600円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	46,700円	30,000円	42,000円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円以上）	56,100円	36,000円	50,400円

【第3期】2006年度（平成18年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	13,600円	17,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	13,600円	17,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	21,200円	26,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	30,200円	37,900円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	37,800円	47,400円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	45,300円	56,800円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	52,900円	66,300円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	60,400円	75,800円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

【第3期】2007年度（平成19年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	16,400円	18,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	16,400円	18,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	25,600円	28,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	36,600円	41,000円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	45,700円	51,200円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	54,800円	61,500円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	64,000円	71,700円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	73,100円	82,000円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

【第3期】2008年度（平成20年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	19,300円	19,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	19,300円	19,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	30,000円	30,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	42,900円	43,500円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	53,600円	54,400円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	64,300円	65,200円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	75,100円	76,100円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	85,800円	87,000円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

激変緩和保険料（2006年度（平成18年度）～2008年度（平成20年度）） 基準月額 3,674円

区 分	(A) 税制改正後の 今年度の決定 所得段階区分	(B) 税制改正がな かった場合の 所得段階区分	奈良市			月ヶ瀬地区			都祁地区		
			2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度
老年者非課税措置 の廃止により、市 町村民税課税世帯 になった場合	第4段階	第1・2段階	27,900円	36,000円	36,000円	19,100円	29,900円	35,000円	24,000円	33,500円	35,500円
		第3段階	35,300円	39,700円	39,700円	24,200円	32,900円	38,600円	30,300円	36,900円	39,100円
老年者非課税措置 の廃止により、本 人に市町村民税が課 税された場合	第5段階	第1・2段階	31,500円	43,300円	43,300円	21,700円	35,900円	42,200円	27,200円	40,300円	42,800円
		第3段階	38,900円	47,000円	47,000円	26,700円	39,000円	45,700円	33,500円	43,700円	46,400円
		第4段階	47,800円	51,400円	51,400円	32,700円	42,600円	50,000円	41,000円	47,800円	50,800円

【第4期】2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度）

基準月額 3,921円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	20,400円	20,800円	21,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	20,400円	20,800円	21,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	31,700円	32,300円	32,900円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下（同一世帯に課税されている者がいる）	40,800円	41,600円	42,300円
第4段階2	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	45,300円	46,200円	47,100円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が125万円未満）	52,100円	53,100円	54,100円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	56,600円	57,700円	58,800円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	68,000円	69,300円	70,600円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	79,300円	80,800円	82,300円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	90,600円	92,400円	94,100円



第6章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

【第5期】2012年度（平成24年度）～2014年度（平成26年度）

基準月額 4,705円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	25,400円	25,400円	25,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,400円	25,400円	25,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	39,500円	39,500円	39,500円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下（同一世帯に課税されている者がいる）	50,800円	50,800円	50,800円
第4段階2	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	56,500円	56,500円	56,500円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が125万円未満）	64,900円	64,900円	64,900円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	70,600円	70,600円	70,600円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	84,700円	84,700円	84,700円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	98,800円	98,800円	98,800円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	112,900円	112,900円	112,900円

【第6期】2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）

基準月額 4,924円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	26,600円	26,600円	26,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	41,400円	41,400円	41,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	41,400円	41,400円	41,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	53,200円	53,200円	53,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	59,100円	59,100円	59,100円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が120万円未満）	68,000円	68,000円	68,000円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が190万円未満）	73,900円	73,900円	73,900円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が290万円未満）	88,600円	88,600円	88,600円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	100,400円	100,400円	100,400円
第10段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が600万円未満）	106,400円	106,400円	106,400円
第11段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	112,300円	112,300円	112,300円
第12段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円未満）	124,100円	124,100円	124,100円
第13段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円以上）	135,900円	135,900円	135,900円

【第7期】2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）

基準月額 5,844円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	31,600円	26,300円	21,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	49,100円	40,300円	31,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	49,100円	47,300円	45,600円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	63,100円	63,100円	63,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方 （同一世帯に課税されている方がいる）	70,100円	70,100円	70,100円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が120万円未満）	80,600円	80,600円	80,600円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	87,700円	87,700円	87,700円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が300万円未満）	105,200円	105,200円	105,200円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	119,200円	119,200円	119,200円
第10段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が600万円未満）	126,200円	126,200円	126,200円
第11段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	133,200円	133,200円	133,200円
第12段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円未満）	147,300円	147,300円	147,300円
第13段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円以上）	161,300円	161,300円	161,300円